

Q 育児時間の利用時間帯を定めることはできるか

A

あらかじめ育児時間の時間帯を指定して、それ以外の時間帯に与えないと定めることはできません。

通達も「育児時間を勤務時間の途中に与える定めをし、勤務時間の始めまたは終わりに請求した場合にこれを与えないことは労基法 67 条違反である」としています（昭和 33. 6. 25 基収第 4317 号）。